

奨励金の支給申請方法及び提出書類一覧について

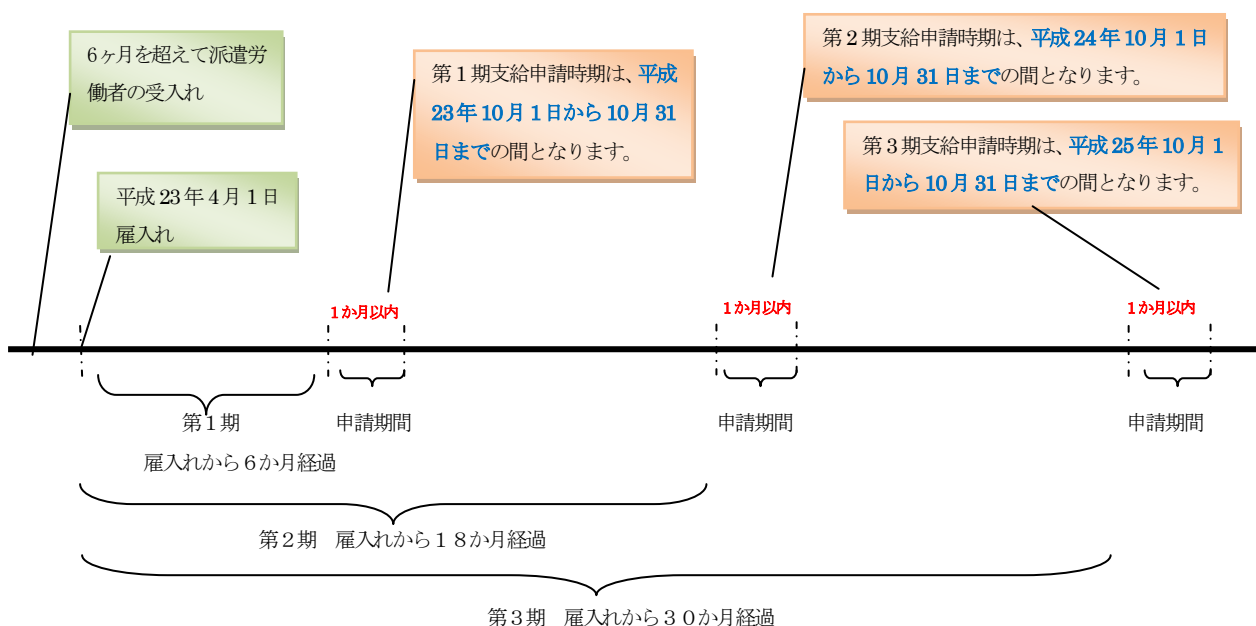
支給申請の時期について

奨励金の対象労働者の雇入れ日（内定等の場合にあつては、就業を開始した日）から起算して、

- 6か月経過後1か月以内に・・・第1期支給申請を
- 18か月経過後1か月以内に・・・第2期支給申請を
- 30か月経過後1か月以内に・・・第3期支給申請を

雇用保険適用事業主の管轄労働局担当部署（福岡県内であれば福岡労働局福岡助成金センター）に申請する必要があります。

（例）平成23年4月1日対象労働者を雇入れた場合：派遣期間満了日が平成23年4月末日の場合



提出した書類のうち、派遣契約書及び派遣先管理台帳に不備がある場合は、派遣元事業者から派遣契約書・就業条件明示書・派遣元管理台帳等の提出を求める場合があります。

※ お問い合わせ先：

奨励金の支給要件については、

福岡労働局福岡助成金センター（TEL：092-411-4701）

派遣事業の制度等については、

福岡労働局需給調整事業課（TEL：092-434-9711）

提出先

福岡労働局 福岡助成金センター ※郵送による提出は受付けておりません。

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎 本館 1階

TEL(092)411-4701 FAX(092)411-4703

提出書類一覧

	必要書類	確認事項等
※	派遣労働者雇用安定化特別奨励金支給申請書（様式第1号）	●欄外に捨印を押印すること。 ●記入にあたっては様式第1号（第3面）を参照すること。
	対象労働者雇用状況等申立書（様式第2号）	●欄外に捨印を押印すること。
	派遣元事業主との間で期間の定めのない労働契約を締結していたかどうかの確認書（様式第3号）	●対象労働者本人が記載すること。
	労働者派遣契約書（派遣法第26条他）★ ○派遣期間終了日から遡って6ヶ月を越える分 丁度6ヶ月では期間が足りません	●「派遣契約書」及び「派遣先管理台帳」チェックリストを参照すること。
	派遣先管理台帳（派遣法第42条他）★ ○上記労働者派遣契約書と同じ期間分 ＊併せて同期間分のタイムシートも添付してください。	●「派遣契約書」及び「派遣先管理台帳」チェックリストを参照すること。 ●当該事業所等における派遣労働者の数と当該派遣先が雇用する労働者の数を加えた数が5人以下の場合のみ提出不要。
※	雇用契約書★ 又は 雇入れ通知書★	●対象労働者分
	登記事項証明書	●派遣労働者雇用安定化特別奨励金申請者自己チェック表の企業規模に係るチェック項目が中小企業の場合のみ提出すること
	労働者名簿★	●対象労働者分
※	出勤簿★ 又は タイムカード★	●対象労働者分 ●各支給対象期間の最終日の属する月の出勤簿
	派遣労働者雇用安定化特別奨励金申請者自己チェック表	

- ★がついている書類については、写しの場合は、事業主名、事業主印で『原本証明』をお願いします。
- 第2期以降の支給申請は※がついている書類のみ提出となります。（有期契約での直接雇用の場合のみ契約更新を確認するため雇用契約書が必要となります。）

派遣労働者雇用安定化特別奨励金申請者自己チェック表

「派遣労働者雇用安定化特別奨励金」(以下「奨励金」という。)の申請に際しては、以下の要件を全て満たすことが必要となります。
申請の際に提出書類を確認した結果、労働者派遣法違反が判明した場合は、是正指導を行う場合があります。是正指導を行った場合は、是正完了が確認できるまで奨励金の支給は保留します。

以下、申請前にチェックの上、申請書と併せて提出ください。

支給対象事業主に係るチェック項目	対象労働者と派遣元事業主との関係に係るチェック項目															
<input type="checkbox"/> 雇用保険の適用事業主である。 <input type="checkbox"/> 同一の場所及び同一の事業について6か月を超える期間継続して労働者派遣の役務の提供を受けた。 <input type="checkbox"/> 派遣契約書に26業務の号数の記載有(号業務) <input type="checkbox"/> 労働者派遣契約書は、労働者派遣法の規定に従い適正に作成されている (※) <input type="checkbox"/> 派遣先管理台帳は、労働者派遣法の規定に従い適正に作成・保管されている。(※) <input type="checkbox"/> 上記の派遣期間の終了の日までの間に、同一の業務に従事した派遣労働者について派遣期間が終了する前に、 <input type="checkbox"/> 以下の労働契約を「締結」又は「申込み(内定通知も含む)」した。 <input type="checkbox"/> 期間の定めのない労働契約 <input type="checkbox"/> 6か月以上の期間の定めのある労働契約 <input type="checkbox"/> 更新有 <input type="checkbox"/> 更新の場合がある(以下に条件を記載のこと)(更新の条件) <input type="checkbox"/> 雇入れ後の就業開始日は、派遣終了の日の翌日から起算して1か月以内である。 <input type="checkbox"/> 雇用保険被保険者として既に資格取得手続きを行った。 <input type="checkbox"/> 雇入れ日の(内定等の場合は、就業開始日)の前日から起算して6か月前から申請書提出時点までの間、 <input type="checkbox"/> 他の労働者を解雇していない。 <input type="checkbox"/> 雇用保険法第23条第1項に規定する特定受給資格者となる離職理由での雇用保険資格喪失者が以下のとおり。 <input type="checkbox"/> 3人以下 <input type="checkbox"/> 被保険者数の6%以下 <input type="checkbox"/> 過去に不正行為により助成金等の支給を受け(受けようとした場合も含む)、3年間助成金等の不支給措置を受けていない。 <input type="checkbox"/> 労働関係法令違反により、送検処分・行政処分を受けていない。労働保険料の滞納 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 有(年度) <input type="checkbox"/> 雇入れの日の前日から起算して、3年前の日から雇入れの日までの間に対象労働者を直接雇用したことがない。 <input type="checkbox"/> 労働関係帳簿(労働者名簿、賃金台帳その他労働法令で定める書類)を整備、記載、保存している。	<input type="checkbox"/> 派遣元事業主との労働契約について、労働契約期間の定めは <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし(<input type="checkbox"/> 派遣元事業主の都合により退職したもの) <input type="checkbox"/> 上記の件については、把握していない。															
	他の助成金との併給調整に係るチェック項目															
	<input type="checkbox"/> 奨励金の対象となる労働者について、以下の助成金の支給を受けていない。 <input type="checkbox"/> 求職活動等支援給付金 <input type="checkbox"/> 特定求職者雇用開発助成金 <input type="checkbox"/> 試行雇用奨励金 <input type="checkbox"/> 中核人材活用奨励金 <input type="checkbox"/> 地域再生中小企業創業助成金 <input type="checkbox"/> 雇用創造先導的創業等奨励金 <input type="checkbox"/> 中小企業基盤人材確保助成金 <input type="checkbox"/> 介護基盤人材確保等助成金 <input type="checkbox"/> 介護未経験者確保等助成金 <input type="checkbox"/> 若年者等正規雇用化特別奨励金 <input type="checkbox"/> 特例子会社等設立促進助成金 <input type="checkbox"/> 雇用調整助成金 <input type="checkbox"/> 中小企業緊急雇用安定助成金															
	企業規模に係るチェック項目															
	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">業種</th> <th style="text-align: center;">資本又は出資額</th> <th style="text-align: center;">常時雇用労働者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input type="checkbox"/> 小売業</td> <td><input type="checkbox"/> 5000万以下</td> <td><input type="checkbox"/> 50人以下</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> サービス業</td> <td><input type="checkbox"/> 5000万以下</td> <td><input type="checkbox"/> 100人以下</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 卸売業</td> <td><input type="checkbox"/> 1億円以下</td> <td><input type="checkbox"/> 100人以下</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> その他の業種</td> <td><input type="checkbox"/> 3億円以下</td> <td><input type="checkbox"/> 300人以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>企業規模の判断基準とは・・・ 各業種に相当する「資本又は出資額」又は「常時雇用労働者数」のいずれかにチェックが付く場合は、 <input type="checkbox"/>中小企業 両方の項目ともチェックがつかない場合は、 <input type="checkbox"/>大企業</p>	業種	資本又は出資額	常時雇用労働者数	<input type="checkbox"/> 小売業	<input type="checkbox"/> 5000万以下	<input type="checkbox"/> 50人以下	<input type="checkbox"/> サービス業	<input type="checkbox"/> 5000万以下	<input type="checkbox"/> 100人以下	<input type="checkbox"/> 卸売業	<input type="checkbox"/> 1億円以下	<input type="checkbox"/> 100人以下	<input type="checkbox"/> その他の業種	<input type="checkbox"/> 3億円以下	<input type="checkbox"/> 300人以下
業種	資本又は出資額	常時雇用労働者数														
<input type="checkbox"/> 小売業	<input type="checkbox"/> 5000万以下	<input type="checkbox"/> 50人以下														
<input type="checkbox"/> サービス業	<input type="checkbox"/> 5000万以下	<input type="checkbox"/> 100人以下														
<input type="checkbox"/> 卸売業	<input type="checkbox"/> 1億円以下	<input type="checkbox"/> 100人以下														
<input type="checkbox"/> その他の業種	<input type="checkbox"/> 3億円以下	<input type="checkbox"/> 300人以下														
	事業主申請担当者 役職 () 連絡先 TEL - () - 氏名 ()															
	<p>※“労働者派遣契約書”及び“派遣先管理台帳”に係るチェックリストは、福岡労働局ホームページに別途掲載中ですので、あらかじめご確認下さい。</p>															

